

中世シャンパーニュ南部の公文書における貨幣と土地単位を表す語の言語地理学的意義

Significations géolinguistiques des mots représentant la monnaie et la mesure de superficie dans les actes du sud de la Champagne au XIIIe siècle

川口裕司

Yuji KAWAGUCHI

13世紀のシャンパーニュ地方南部では土地の広さを表す語や通貨が複数存在しており、今だ単位の統一は実現していなかった。公文書を作成したり、それを筆写する者たちが土地の面積や通貨を記載するとき、彼らは自らの言語規範か、あるいは公文書の当事者の規範に照らして適切な単位を表記していたと考えられる。結果として通貨や土地の広さを表す語は、公文書が作成された地点によって異なることになる。従って、その2つの語は当時の言語地理学的状況を反映していたのではないかと仮定することができる。本論考では、その当時の公文書を分析することにより、この作業仮説の信憑性を検証したい。資料体としてはDominique Coqが校訂出版した文書集を用いた：D. Coq, *Chartes en langues françaises antérieures à 1271 conservées dans les départements de l'Aube, de la Seine-et-Marne et de l'Yonne*, C.N.R.S., 1988。

ところで中世の公文書がどの地域で作成されたのかを言語学的観点から精確に特定することは実際のところ極めて難しい。シャンパーニュ地方では13世紀以来、公文書に印璽で封をすることが慣例になっており (Evergates 1993, p. xxi), このため印璽保持者である公文書の当事者や作成者、あるいはその証明者が誰なのかは分かる。しかし作成者や当事者たちは、在地の権力者 (伯爵や領主) であったり、教会関係者やコミュニヌの長、あるいはプレヴォーやバイイのように、多様な社会階層や地位に属していた。本稿で分析の対象となる文書の言語には、恐らくそうした多様な言語地理学のおよび社会言語学的特徴が現れる可能性があるかと推測できよう。さらに加えて、シャンパーニュ伯の尚書局で作成された文書は、作成者と筆写者が在地の者ではなく、様々な土地の出身者であるため (Monfrin 1968, p. 34と40), 作成者自身の言語で文書が書かれたとは限らない。

中世シャンパーニュ南部のそれぞれの公文書は、それでは一体どのような言語規範に基づいて書かれていたのだろうか。上に述べた複雑な言語内のおよび外的状況のことを考慮

すれば、この問題の解明に否定的な論拠を見出すことは容易である。Dominique Coq は校訂本の中で文書の作成地に関して彼なりの解釈を述べている (Coq 1988, INTRODUCTION, XXVIII-XL)。筆者は彼の解釈を基にして、公文書の音声特徴を分析し、報告書にまとめたことがあるが (Kawaguchi 1994)、その分析の結果は前世紀末から文献学者や言語学者たちが綿々と蓄積してきた学識に符号することはあれ、かけ離れた例は数少ない。筆者の言う音声特徴とは公文書に現れる綴り字を基に推定されるわけであるが、その推定された音声特徴が、当時の言語境界を画定するための貴重な情報源であることは疑いの余地がない。とはいえ、中世のシャンパーニュ南部の言語状況については他に類似の研究がないため、筆者が提示する結論は仮定的なものに過ぎない。いずれにしても証書の作成地に関する Dominique Coq の解釈はかなり信憑性が高いものと思われる。本論考では若干の修正を施した上で (Kawaguchi 1994, p.6-7参照) 彼の解釈を踏襲することにしたい。

I. 13世紀シャンパーニュ南部における通貨

12世紀末からシャンパーニュ伯の尚書局は封地の記録をとり始めたらしい。シャンパーニュ伯領では1230年代から多くの諸侯が伯の許可を得ないで封地を譲渡あるいは売買し始める。これに対して伯爵チボー4世は1249-50年に検地を行ない、封地の売買にいくつかの制約を設けたのだが、事態は好転しない。われわれが分析する公文書はこのような歴史的背景のもとに作成されたのである。ところで歴史学者の調査によれば、12世紀と13世紀のシャンパーニュ地方には複数の経済圏が存在しており、それぞれの地域に特有の通貨が流通していたという。通貨圏の歴史的推移を概観しておくことにする。

そもそも売買や譲渡の際に使用される通貨の質に契約の当事者たちが強い関心を抱き始めたのは11世紀の半ばからのようである。こうして公文書の文言には金額だけでなく、通貨のタイプと場合によっては鑄造地名が記載されることになる。12世紀初頭においてフランスを二分したと言われる南仏のメルグイユ貨 (melgorien) と北東部のシャーロン貨 (châlonnais) はその代表例である。

12世紀末のシャンパーニュ地方ではランス貨 (rémois) が北部のランス司教区で流通し、南部ではプロヴァン貨 (provençois), トロワ貨 (troisiens), モー貨 (mellois) がそれぞれ流通していた。13世紀の初頭にはすでに上述のシャーロン貨は駆逐されていたという (Bur 1977, p.325-327 と Crubellier 1988, p.131)。本論文で分析する証書の類はいずれも俗語 (= 古フランス語) で書かれており、1230年から1271年の間に作成された。1230年以前の

文書ではラテン語が用いられていた。

ところがこの貨幣流通地域は13世紀にはいと大きく変貌を遂げる。南部の三つの通貨のうち、ヨンヌ河(1'Yonne)の中流域に流通の中心をもつプロヴァン貨は、伯爵の通貨であったことやシャンパーニュ大市が発展を遂げたこともあり、13世紀になるとすぐに東部と北部に拡大していく。プロヴァン貨は1220年代に北部でランス貨を駆逐し始める(Dumas 1982, p.552)。南部ではトロワ貨とモー貨は伯爵のプロヴァン貨の勢いに押され、すでに1208年には稀にしか流通しなくなっていたのだが、チボー4世が通貨を「強いプロヴァン貨(proviniois fort)」に切り換えた1224年以降、ついにトロワとモーの両通貨は鑄造停止に追い込まれたようである。¹⁾ シャンパーニュ南部で俗語の公文書が現れる直前の通貨の状況はこのようであった。そしてわれわれの資料体はその後に起きたプロヴァン貨の拡大をよく伝えている。表1を参照。

表1 13世紀シャンパーニュ南部における通貨²⁾

年	場所	場所	場所
1230	Troyes(チボー4世)		
1239	Troyes		
1241	Troyes		
1247/48			Régnv-les-Vermenton
1248	Troyes		
1251	Bar-sur-Aube		
1253	Clairvaux, Esternay		
1254	Clairvaux, Provins		
1256	Troyes		
1258	Clairvaux	Popelin, Saint-Valérien	Popelin
1260	Laferté-sur-Aube, Vignory, 尚書局(チボー5世)		
1264	チボー5世		
1265	Troyes	Nemours	Clairvaux
1266	Laferté-sur-Aube		Troyes
1267	Laferté-sur-Aube	Sens	Pontigny
1268	Tonnerre		Chaumont
1269			Bar-sur-Aube
1269/70			Pontigny
1270	Bar-le-Duc, チボー5世		Pontigny, Vallery, チボー5世
1271			Provins, Sens, Traînel

表1から13世紀の半ばにはプロヴァン貨がシャンパーニュ地方の南東部の町々(トロワ(Troyes), バール・シュル・オーブ(Bar-sur-Aube), クレルヴォー(Clairvaux))で流通していたことがわかる。これに対して、南西部地域(ヌムール(Nemours), サンス(Sens))

では、こうしたプロヴァン貨の進出にもかかわらず、フランス国王によって鑄造されたパリ貨 (parisis) が使用されていた。

ヌムールとサンス以外にパリ貨の流通を証明する二つの文書はいずれも1258年に作成されており、一つはサン・ヴァレリアン (Saint-Valérien) の領主がサン・レミ修道院にサンスの道路地代を償還したことを証明する文書であり、残りの一つはサンス近郊のポプラン・ハンセン病施療院 (la léproserie de Popelin) の財産記録に現れ、ヴォワジヌ (Voisines) の小集落ラトゥー (Latteux) にある土地の地代がパリ貨でニドゥニエ、と記載されている。この二つはその内容からしてサンス地域で作成された公文書と思われる。この仮説は極めて現実性が高い。特に後者の証書は綴り字の観点からも幾つかの南西部方言特徴を指摘することが可能である。また歴史的にもこの仮説は納得できる。12世紀の終り、シャンパーニュ伯の勢力に対抗するため、国王は臣下に対してサンス地域ではパリ貨のみを使用させようとした記録が残っているからである (山田 1988, p.274-275)。サンス地域においてパリ貨が流通しているということは、当時この地域がフランス国王とシャンパーニュ伯の境界地域であったことを物語っており、歴史学者たちも既にそれを確認している (Hubert 1955, p.18; Bur 1977, p.451; Evergates 1993, p.5-7)。

13世紀シャンパーニュ南部の言語境界 (地図1)



筆者は最近の論文において、綴り字から推定される音声特徴に基づいて13世紀のシャンパーニュ南部地域の音声特徴と言語境界を分析し、このサンスを含む地域から少し東の方に南北に走る大きな言語境界線があり、その境界線はフランス国王領とシャンパーニュ伯領の境界からそれ程遠くないため、当時の政治状況と言語境界線は関係があったのではないか、という仮説を提示した(Kawaguchi 1995)。現在でもパリからシャンパーニュ地方に至る地域のうち、パリに近い西部地域をブリー地方(Brie)と呼び、それより東のシャンパーニュ地方と区別するが、筆者の言う言語境界線もブリー地方とシャンパーニュ地方を分ける境界線と言えるかもしれない。地図1を参照。

最後に、表1に関して当時の貨幣流通がもっていたダイナミックな面を指摘し忘れてはなるまい。それは1265年以降ますます流通が拡大してゆくトゥール貨(tournois)のことである。³⁾ この地域では1269年を境にプロヴァン貨は駆逐されつつあったように思える。また王権の伸長につれ、トゥール貨はパリ貨を駆逐しつつ、フランス国王の主要な通貨となったのである。⁴⁾ Françoise Dumasはその論文の結論の中でこう述べている。国王の通貨が次第に単一の貨幣へと向かうのはルイ9世の治世(1226-1270)においてであったと。こうして国王の通貨であるトゥール貨は国中に流通し、領主の通貨は彼らの領地でしか流通しなかったのだ(Dumas 1982, p.567)。

II. 13世紀シャンパーニュ南部における土地の広さを表す単位

証書の中で土地の面積を表す単位として最も頻繁に現れるのはアルパン(arpent)とジュールナル(journal)である、表2を参照。

表2 土地の単位：アルパンとジュールナル⁵⁾

アルパン				ジュールナル			
年	場所	数	種別	年	場所	数	種別
1253	Esternay	43	森	1247	Troyes	50	記載なし
1258	Popelin	6	野原	1251	Bar-sur-Aube	1	非課税地
1261	St-Valérien	9	記載なし	1260	Laferté-sur-Aube	2	耕作地
1265	Nemours	0.5	ブドウ畑				
1267	Pontigny	44	森				
	Sens	300	森				
1268	Provins	6	耕作地				

1269-70	Pontigny	600	森			
	Pontigny	410	森			
	Sens	3	ブドウ畑			
	Sens	3	ブドウ畑			
1270	St-Valérien	20	記載なし	1270	Pontailier	3 耕作地
	Pontigny	45	森			
	Pontigny	645	森			
	Pontigny		同上			
1271	Jaillac	30	耕作地			

アルパンとジュルナルの現れには明らかに規則性がある。前者はシャンパーニュ地方の南西部 (Nemours, Esternay, Provins, St-Valérien, Pontigny, Sens) に現れるが、ジュルナルのほうは南東部 (Troyes, Bar-sur-Aube, Laferté-sur-Aube) で作成された証書の中で用いられている。

これらの単位が同一の場所で作成された文書の中に現れることはない。つまりアルパンとジュルナルの二つの単位は地理的に相補う分布を呈している。シャンパーニュ地方の南西部と南東部はこの二つの単位によって対立するのである。アルパンとジュルナルの言語地理学的意義は大きいと言えよう。

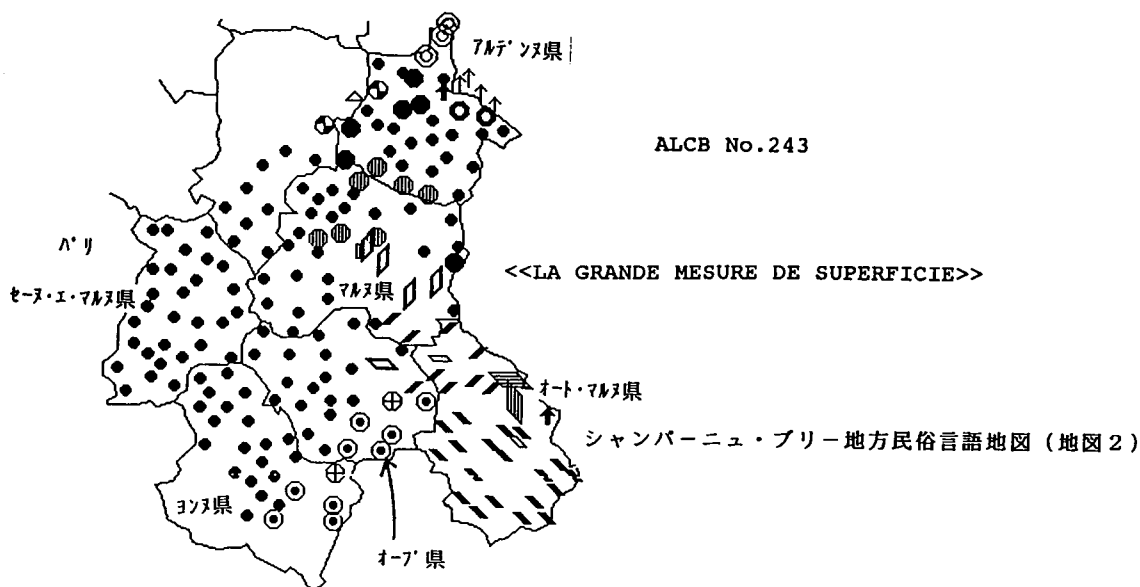
ところで、問題になっている単位について、それが言語地理学的な特徴をもつのか、あるいは社会言語学的な性格のものか、はたまた別の特性を示しているのか、このような疑問を発する前に、実は予め問いかけておくべきことがあったように思う。それらは単位であるから、何らかの基準により定められたものに違いない。もしもその基準が「面積の大小」であったとするなら、アルパンはジュルナルよりも広い土地を指していただけなのかもしれない。あるいは、もしも基準が「土地の種別」であったとすれば、アルパンは森とブドウ畑、ジュルナルはそれ以外の土地に適用する単位であったのかもしれない。しかしこのような推論は成り立たないように思える。

アルパンがジュルナルよりも面積の広い土地を指す単位であったという推論が誤りであることをまず証明しよう。表2から分かるように、単位の数値はアルパンとジュルナルの区別に依存するのではなく、土地の種別自体に依ると言える。森林が最もアルパンが大きく、耕作地が中間にあり、ブドウ畑はアルパンが最も小さい。アルパンはこれら全体を包括するのだから、単位自体にかなりの幅が許容されていたと言える。またアルパンとジュルナルはともに耕作地の単位として用いられているが、1268年のプロヴァン (Provins) の耕作地は六アルパンで、1270年ポンタイエ (Pontailier) のそれは三ジュルノー (ジュルナルの複数形) であり、そこには大きな量的差異が認められない。

それでは土地の種別と単位の間には有縁的な関係があったのだろうか。今述べたように、

耕作地はアルパンとジュルナルの両方で測られているのだから、土地の種別と単位は関係がないように思える。表2を見るかぎり、アルパンのほうがジュルナルよりも様々な種別の土地に適用されていると解釈してしまいそうだが、そもそもジュルナルの出現数はアルパンよりもかなり少ないのだから、単純にこの表を解釈して即断するのは差し控えたほうがよかろう。筆者はこの場合、土地の種別と単位の間には有縁的な関係はないと推論するが、その根拠についてさらに述べておこう。

Henri Bourcelotは今世紀中頃にシャンパーニュ地方とブリー地方の方言を調査し、その結果を『シャンパーニュ地方とブリー地方民俗言語地図』(Bourcelot 1962)として公にした。その第一巻の地図243の中に問題のアルパンとジュルナルが現れる。地図の表題は「大きな面積単位 (LA GRANDE MESURE DE SUPERFICIE)」とあり、少なくとも現代語ではこれらは広い面積の土地を測るための単位であることが分かる。中世においてもこれらは共に「広い面積単位」を表していたのではないかと推察される。地図2を参照。6)



1		sept boisseaux	(1)	2	●	arpent	(118)
3	◎	arpent/[bõni:]	(3)	4	○	arpent/[sõ]	(2)
5	▨	journée [durnò:~y]	(1)	6	↑	jour [dÿr]	(4)
7	▨	{jalwá}/arpent	(2)	8	△	[jalwá]	(1)
9	◎	journal [jònào]	(19)	10	∩	journal [jònào]/bichet	(1)
11	↑	jour	(2)	12	●	jour/arpent	(6)
13	▨	journal [junò]	(1)	14	∩	journal	(9)
15	◎	journal/arpent	(9)	16	∩	journal/fauchée	(1)
17	▨	journal/journée	(1)	18	▨	journée	(3)
19	◎	journée/arpent	(2)	20	▨	journal [jurnò:]	(1)
21	◎	setier/arpent	(7)				

驚くべきことにアルパンとジュルナルは13世紀から七世紀を経た今も、その地理的な分布にあまり大きな変化が認められない。

南東部のオート・マルヌ県(Haute-Marne)にはジュルナルが分布し、南西部のセーヌ・エ・マルヌ県(Seine-et-Marne)、ヨンヌ県(Yonne)北部とオーブ県(Aube)西部では単位はアルパンである。ヨンヌ県南部とオーブ県東部ではアルパンとジュルナルが併用される。

もし二つの単位が土地の種別に関係していたのならば、何故こうした言語地理学的分布が長い間変化しないで残ってきたのであろうか。恐らく、この単位にとってシャンパーニュ南部を東西に対立させることこそ重要な役割だったのであり、そう考えたほうが自然な解釈ではあるまいか。同様の言語地理学的意義を納得させてくれる例が他にもある。

ディジョン(Dijon)に属するポンタイエの領主が1270年に作成した売買証書において、土地はジュルナルで測られている。今日でもディジョンを含むコート・ドール県(Côte-d'Or)ではこの単位が用いられている。『ブルゴーニュ地方民俗言語地図』(Taverdet 1975)の地図265「畑の面積単位」を参照。

とはいえ土地の単位とその種別の有縁的な関係を完全に否定することはできない。Jacquinet Boutemie氏とその妻Babelousと息子のFelisetは、1271年にラ・トゥーシュ(la Touche)の野原のうち半フォシェ(fauchée)をヴォリュイザン修道院(Vauluisant)に売却した(D. Coqの文献98の1-3行目)。Bourcelotが言語地図の余白に注記しているように、今日でも「野原に対する単位はフォシェと呼ばれる(アルデンヌ県、マルヌ県東部、オーブ県、オート・マルヌ県(...))」。この場合、フォシェは明らかに土地の種別と関係があり、広い野原の面積を表すための単位である。とは言うもののポプラン・ハンセン病施療院の年貢台帳では、野原はアルパンで測られていることもまた事実である。表2の1258年Popelinを参照。

結論

「13世紀シャンパーニュ地方の南部では通貨と土地の広さを表す単位は、ともにその地方の言語地理学的状況を反映していたのではないか」という冒頭にあげた作業仮説は、本論考の中でその蓋然性が証明された。さらに三つの仮説を提起した。

1. パリ貨の分布はサンス地域が王領とシャンパーニュ伯領の境界地域であったことを示し、これは単に政治経済的な境界地域に留まらず、言語境界としても機能していたよ

うに思える

2. 土地単位としてのアルパンは、シャンパーニュ地方南西部のNemours, Esternay, Provins, St-Valérien, Pontigny, Sens で使用されており、ジュルナルは南東部の証書に現れる。これも上記の言語境界と関係があるように思える
3. 貨幣体系は言語外的要因により容易に変化する。13世紀前半、シャンパーニュ伯の勢力と大市の繁栄によってプロヴァン貨がシャンパーニュ地方南東部全域に流通した。その後、13世紀後半になるとトゥール貨が王権の伸長とともにプロヴァン貨とパリ貨を駆逐した。このようなダイナミックな体系変化に対して、土地単位は言語外的影響を受けにくいためであろうか、13世紀のジュルナルとアルパンの東西対立は現在に至るまで殆ど変化していない

註

本論文は第33回日本ロマンス語学会(1995年5月20日 於青山学院大学)での口頭発表の内容を元にしなが、*Dialectologia et Geolinguistica (DiG, Journal of the International Society for Dialectology and Geolinguistics)*誌上に発表予定の拙稿(仏文)を再検討しつつ和訳したものである。

- 1) 中世シャンパーニュ地方における貨幣体系に関してはTheodore Evergates氏から教示をいただいた
- 2) ポンタイエ(Pontailier)領主の証書に現れるヴィエンヌ貨(viennois)は表1に含めていない
- 3) 王領では13世紀初頭からトゥール貨が優遇された(Dumas 1982, p.546; Favier 1993, p.651と923)
- 4) パリ貨は1350年以降、鑄造停止になった(Favier 1993, p.923)
- 5) シャンパーニュ伯チボー四世が発給した証書(1247年)は作成地に問題があるため表2から除いた
- 6) 地図2は前川喜久雄氏(国立国語研究所)が開発したEGLプログラム(Ver.1.2.2)を使って作図した。前川(1993)を参照。

参考文献

- 前川喜久雄 「言語地図作成支援プログラム」, 『日本語学』, 1993-4, pp.96-103
山田雅彦 「13世紀初頭の流通税表に見るサンスの流通構造—シャンパーニュ大市近接地域における都市と農村—」, 森本芳樹(編著), 『西欧中世における都市=農村関係の研究』, 九州大学出版会, 1988, pp.261-309
- Bourcelot H. *Atlas Linguistique et Ethnographique de la Champagne et la Brie*, vol.I, Paris, C.N.R.S., 1962
Bur M. *La formation du comté de Champagne v.950-v.1150*, Lille, Université de Lille III, 1977
Coq D. *Chartes en langues françaises antérieures à 1271 conservées dans les départements de l'Aube, de la Seine-et-Marne et de l'Yonne*, Paris, C.N.R.S., 1988
Crubellier M. (sous la direction de) *Histoire de la Champagne*, Toulouse, Privat, 1988

- Dumas F. "La monnaie dans le royaume au temps de Philippe Auguste", *Colloques Internationaux CNRS No.602 La France de Philippe Auguste*, R.H. Bautier (éd.) 1982, pp.541-574
- Evergates Th. *Feudal Society in Medieval France. Documents from the County of Champagne*, Philadelphia, University of Pennsylvania Press, 1993
- Favier J. *Dictionnaire de la France médiévale*, Paris, Fayard, 1993
- Hubert J. "La frontière occidentale du comté de Champagne du XIe au XIIIe siècle", *Recueil de travaux offerts à M. Clovis Brunel*, Paris, T.II, 1955, pp.14-30
- Kawaguchi Y. *Recherches linguistiques sur le champenois au Moyen Age: Phonétisme I*, Shizuoka, Université de Shizuoka, 1994
- Kawaguchi Y. "Frontière linguistique de la Champagne occidentale au XIIIe siècle", *Revue de Linguistique Romane* 59, 1995, pp.117-130
- Monfrin J. "Le mode de tradition des actes écrits et les études de dialectologie", *Revue de Linguistique Romane* 32, 1968, pp.18-47
- Schneider J. "Les origines des chartes de franchises dans le royaume de France (XIe-XIIe siècles)", *Les Libertés urbaines et rurales du XIe au XIVe siècles*, Bruxelles, 1968, pp.29-50
- Taverdet G. *Atlas Linguistique et Ethnographique de Bourgogne*, vol.I, Paris, C.N.R.S., 1975